

平成28年度予算の編成について

今、本県は、これまでに経験したことのない社会構造の変化のただ中にある。

今後数年のうちに人口減少社会に入ろうとしており、また、平成22年から平成37年（2025年）にかけての後期高齢者の増加率は100%と全国1位で、平成37年には団塊の世代が75歳以上を迎えるという異次元の高齢化も進行している。さらに、生産年齢人口もピーク時である平成12年の501万人から平成52年には348万人へと急速に減少すると見込まれており、これまでの仕組みのままでは、経済ばかりか社会全体の活力が削られる恐れがある。こうした「2025年問題」が我々の目の前にある。

一方、この社会構造の変化をチャンスと捉え、新たな社会モデルを構築するには、今をおいて他にはない。

国は、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、好循環を確立するために「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を地方とともに作り上げていこうとしている。

日本の縮図ともいえる本県には、この国の動きと歩調を合わせるだけに止まらず、率先して課題解決に取り組み、先進的なモデルを全国に示すことが求められている。本県独自のアイデアをもって鋭く本質を突く施策に徹底的に打ち込み、目に見える成果を出していかなければならない。

そこで、平成28年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

まず第1に、「2025年問題」への対応である。

生産年齢人口が減少する中であっても持続的に経済を成長させていくため、先端産業を育成するなど県内の「稼ぐ力」を高めていくとともに、女性やシニアなど多彩な人材の社会参画を進めるための「人財」開発にも取り組んでいく。

また、団塊の世代が75歳以上を迎えることにより、医療・介護需要は爆発的に増加することが見込まれる。そこで、高齢者を「支えられる人」から「社会を共に担う人」に転換する「シニア革命」を進めるため、高齢者の健康寿命の延伸や医療費の抑制につながる施策を推進するとともに、高齢者であっても活躍できるような社会を構築していく。あわせて、医療・介護体制の強化も図る。

第2に、「安心・成長・自立自尊の埼玉」5か年計画の総仕上げである。

これまで本県は、日本の抱える様々な課題を解決するため、この5か年計画に基づき、三大プロジェクトをはじめとした施策に重点的に取り組んできた。

平成28年度は計画の最終年度であることから、これまでの取組を検証し、目標達成に向け更なる打ち込みを行っていく。

第3に、財政規律の確保である。

景気の回復に伴い税収は増加してきているが、高齢化の進行に伴う医療費や少子化に伴う子育て支援といった需要の増大などもあり、本県の財政は依然として厳しい状況が続いている。

その中であっても持続可能な財政運営を行うため、財政調整のための基金に過度に依存しないよう歳入確保に努めるとともに、臨時財政対策債等を除く自らコントロールできる県債残高を着実に減少させ、県債全体の残高についても適切に管理していく。

また、限られた財源を最も効果的に活用するため、解決しようとする課題の本質を見極め、施策・事業の手法が最適かどうかという観点からの見直しを徹底する。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

総括的事項

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置くこと。

また、職員が知恵を絞り汗をかくことで補完・充実できる部分はないかなど、効果的な事業手法についても検討し、可能な限り導入すること。

さらに、解決しようとする課題の本質を見極め、施策・事業の手法が最適かどうかという観点から規模感も含めて検討し、最も効果的なものとなるようにすること。

1 成果目標の設定

時限を区切る、対象や地域を絞るなど集中的に取り組むことにより、成果が目に見えるように工夫するとともに、それを最も適切に捕捉できる定量的な成果目標を設定すること。

2 事業効果の検証

既存事業については、事業本来の目的に立ち返り、事業効果を検証すること。成果目標のある事業はその進捗状況を確認し、現時点で成果目標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

社会情勢の変化などにより、当初見込んでいた事業効果が得られていない事業や、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業については、平成28年度も本当に継続する必要があるか、ゼロベースで再度検討すること。

継続の必要性がないと判断した事業については、県施策の新陳代謝を進めるため「やめる勇気」を持って積極的に廃止し、成長分野や新たな行政課題に対応するための財源とすること。

3 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整

を十分に行い、類似・重複事業をなくすとともに、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

4 県民参加・官民協働

県民誰もが地域社会に積極的に参画できるような県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となってNPOや民間企業、大学、研究機関、関係団体など地域の多様な力を結集し、課題解決に向けた取組をより一層推進すること。

さらに、事業の立ち上げは県が担うが、その後は徐々に民間に移管できるような仕組みを検討すること。

5 市町村との連携・役割分担

事業の成果を上げるためには市町村との連携が不可欠であるため、相互理解と共通認識のもと事業が進むよう留意すること。その際、県は広域自治体としてやるべきことに重点化するなど市町村との役割分担を明確にすること。

6 先進的な事業構築

事業構築に当たっては、既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、国や他の自治体の先導モデルとなるよう本県の独自性や知恵を盛り込むこと。

7 スピード感のある事業執行

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある事業執行を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進捗状況を的確に把握できるよう、事業の進行管理の見える化を図ること。

8 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、国とも連携を図り、県が実施すべき事業において活用可能な国庫補助金があれば、積極的に活用すること。

さらに、県と県民、民間企業などが互いにメリットを享受できる仕組みの導入により、財源の共同負担など新たな歳入の確保を検討すること。

9 その他

各経費の見積もりに当たっては、決算との乖離を徹底的に分析すること。

地方財政措置の有無や他自治体の状況についてよく確認を行い、サービス水準等を比較することによりその必要性を十分に吟味すること。

今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成26年3月27日条例第4号）」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 基金

設置当時の前提となった条件が大きく変化している基金については、廃止を含めて必要性を見直すこと。

また、国の経済対策により設置した基金については、活用期限が限られていることから積極的な活用に努めること。また、新たな状況の変化により、使途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

重点施策枠については、「平成28年度重点施策に係る事業の選考結果について（平成27年10月20日付け計調第76号企画財政部長通知）」で示された事業について通常の要求枠とは別に所要額を要求できることとする。

なお、いずれの事業も知事審査後に予算案として確定するものであること。

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

A 経費：経常的経費や内部管理的経費

A - 1 : 算出方法が法定された義務的事業

A - 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業

A - 3 : 全額特定財源の事業

A - 4 : 既設定の債務負担行為

A - 5 : 内部管理的な経費

A - 6 : 施設の維持運営費

A - 7 : 県の委託施設に関する事業

A - 8 : 国庫補助事業

A - 9 : 県単事業

B 経費：政策的議論を徹底する経費

B - 1 : 新規事業（重点施策枠等）

B - 2 : 指定継続事業

B - 3 : 一般継続事業

B - 4 : 一般継続事業（維持管理運営費等）

- B - 5 : 一般継続事業 (A 経費からの移行事業などキャップ率に配慮する事業)
- B - 6 : 人件費
- B - 7 : 公債費
- B - 8 : 扶助費
- B - 9 : 公共事業 (国庫補助等)
- B - 10 : 県単公共事業
- B - 11 : 団体補助

(2) 経費区分ごとの要求上限額 (配分額) の流用

経費区分ごとに示された要求上限額の区分間流用については、別紙「平成 28 年度予算編成に係る要求上限額の流用について」のとおりとする。

(3) 個別経費の見積もり

ア 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度 (制度の改正が見込まれるものは改正後の制度) により、その要求額を算定すること。

イ 投資的経費

(ア) 公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

(イ) その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

(ウ) ファシリティマネジメント

公共施設等については、平成 26 年度に策定した「県有資産総合管理方針」を踏まえ、現在、資産類型別個別計画等を策定中である。そのため、要求に当たっては、長寿命化や維持管理コストの縮減などの観点から効果が認められ、かつ緊急に対応する必要があるものに限定すること。

ウ 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観

点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

エ 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しに当たっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

オ 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度のあり方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

カ 市町村への財政支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという原点に立ち返って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

キ 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適

切に設定すること。

ク 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、後年度の財政負担を含めて費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステム構築については、業務改善の視点に立ち対象業務を精査すること。

また、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム課による「平成27年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

ケ イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、改革推進課策定の「講演会・シンポジウムの5箇条(平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知)」を踏まえた要求とすること。

コ 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて(平成26年10月14日付け改革第156号企画財政部長通知)」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

サ 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の観点から導入手法について検討すること。

シ その他

原則として、国の経済対策により設置した基金事業の終了に伴う県費単独事業への振替は認めないので、留意すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

予算見積調書の提出期限

平成27年11月5日(木)

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。

特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。

また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

その他

重点施策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。

取扱いの細部については、別途通知する「平成28年度予算編成事務の取扱いについて(平成27年10月20日付け財第377号財政課長通知)」による。

参考添付した中期財政収支試算(平成28~30年度)にあるとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求については精査を尽くすこと。

中期財政収支試算（平成28～30年度）

（単位 億円）

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
歳入 A	17,810	17,570	18,520
県税等	10,760	10,740	11,960
地方交付税等	2,050	2,040	1,890
県債	2,480	2,430	2,300
うち臨時財政対策債	1,420	1,410	1,320
その他歳入	2,520	2,360	2,370
歳出 B	18,860	18,690	19,680
人件費	6,240	5,730	5,690
公債費	2,850	2,960	3,070
扶助費	990	1,020	1,050
県税交付金等	2,680	2,760	3,470
投資的経費	1,580	1,550	1,560
その他歳出	4,520	4,670	4,840
差引 C (A - B)	△ 1,050	△ 1,120	△ 1,160

【推計の考え方】

●全般

各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。

●歳入

① 県税等

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（H27.7.22）の名目経済成長率を参考に推計した。消費税率がH29.4.1から10%へ引き上げられることを前提としている。

② 地方交付税等

社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。

③ 臨時財政対策債

地方交付税に合わせて推計した。

④ その他歳入

事業費の動向を踏まえ推計した。

●歳出

① 人件費

今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向などを踏まえ推計した。

② 公債費

過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。

③ 扶助費

社会保障制度改革の影響や近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。

④ 県税交付金等

県税収入に合わせて推計した。

消費税率の引上げに伴う地方消費税清算金（歳出）、地方消費税市町村交付金の増加を見込んでいる。

⑤ 投資的経費

今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。

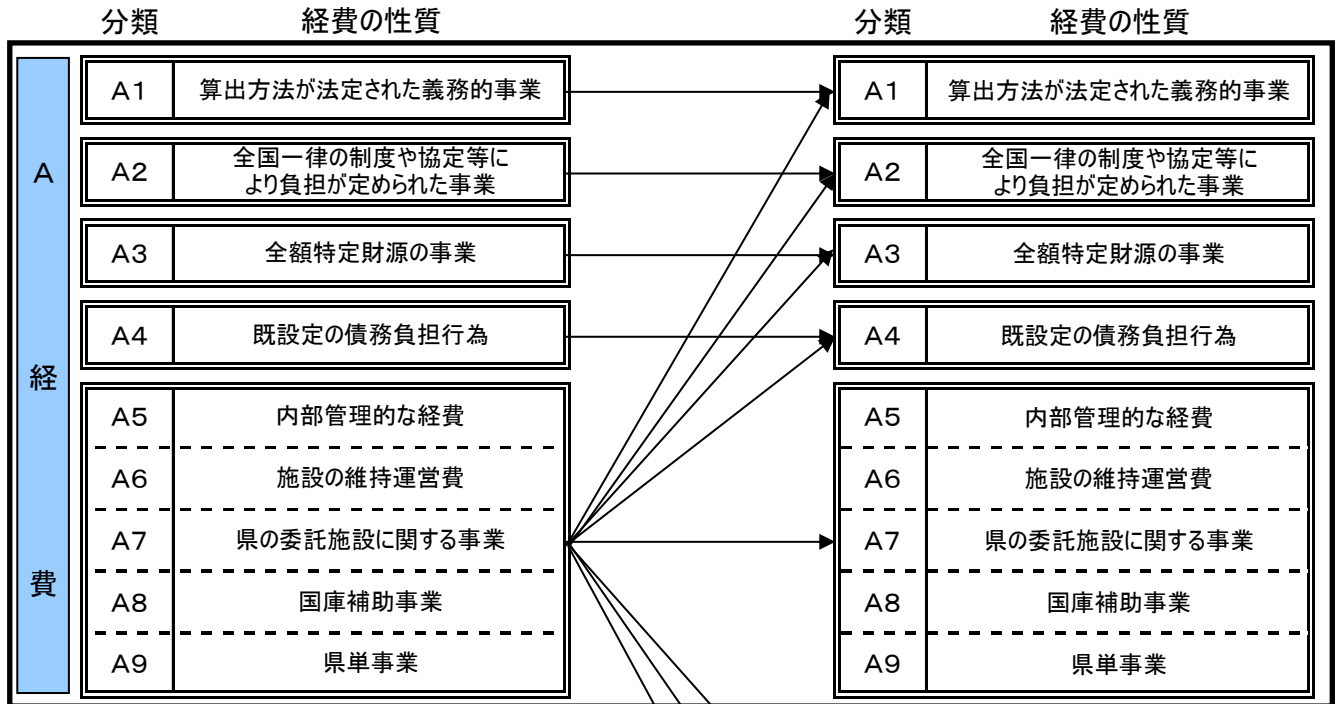
⑥ その他歳出

近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

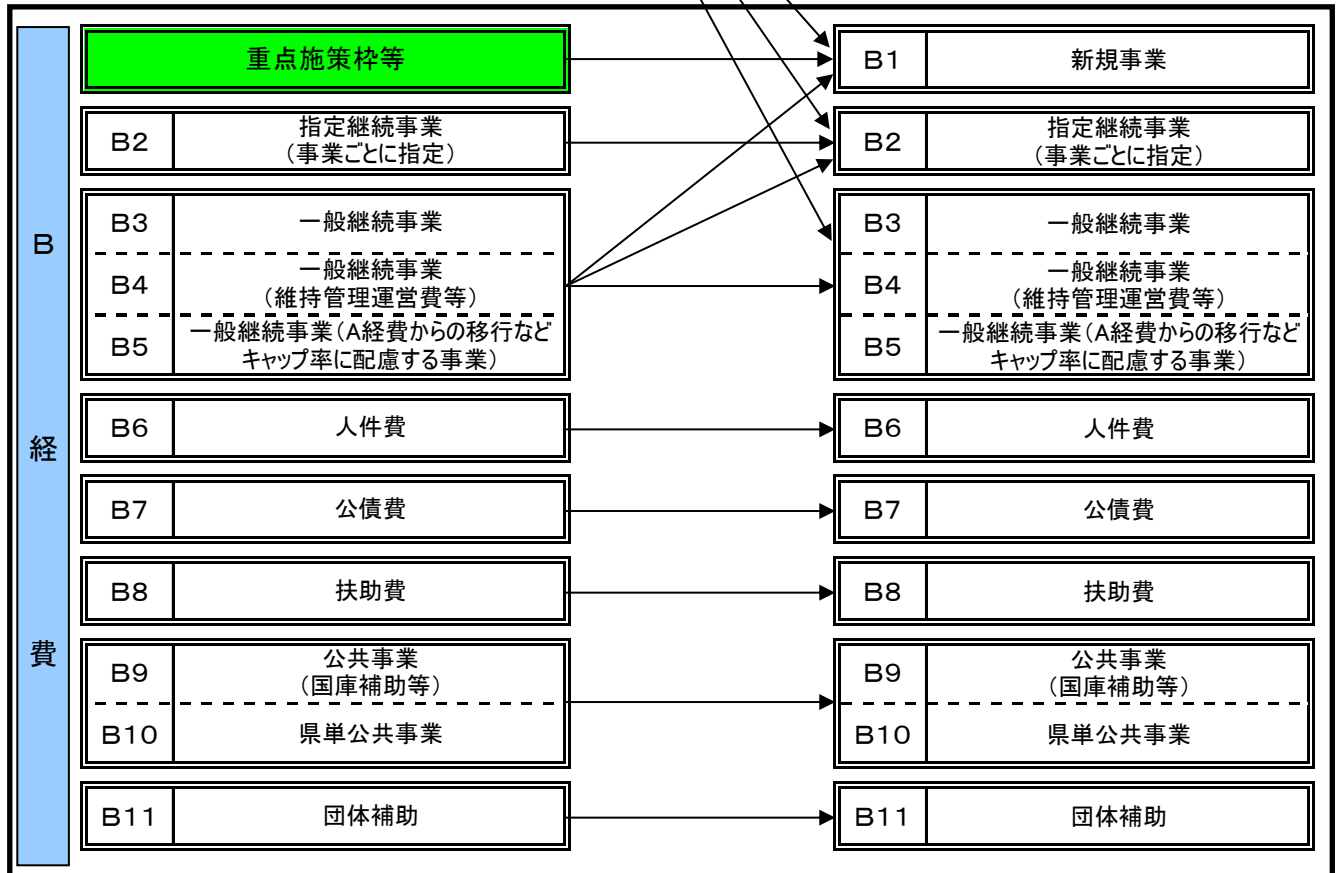
(別紙) 平成28年度予算編成に係る要求上限額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B経費からA経費への流用は禁止



凡例

→ 流用可

2重線枠内 流用可